

19. 図書館と法

筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科
准教授 石井 夏生利

講義概要

本講義では、著作権法及び個人情報保護法を中心に、図書館をめぐる法的問題を講義する。図書館は、文化と学術の拠点となる社会的機関であり、教育・研究活動を支える重要な存在である。また、貴重資料の蓄積保存を行うという役割も担っている。こうした図書館における情報の取扱い、「知る権利」、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権といった憲法上の諸権利や、著作権、プライバシー権や個人情報保護法など、実に多岐にわたる法制度と関連することから、図書館業務に従事する際には、いかなる法的問題が存在するかを認識し、その解決策を考えることが肝要である。あわせて、図書館サービスを提供することに伴う各種トラブルへの対処法も理解しておく必要がある。

このように、図書館をめぐる法的問題は多岐にわたるが、「図書館と法」では、実務的に問題となることの多い著作物及び個人情報の取り扱い方を中心に、次の構成にて講義を進めることとする。

講義の構成

1 著作権法の基礎知識

- (1) 知的財産権の分類
- (2) 著作権法の目的
- (3) 著作権法の分類
- (4) 著作物
- (5) 著作権
- (6) 著作者人格権
- (7) 自由利用
- (8) 保護期間
- (9) 違反の効果(民事・刑事)
- (10) 平成 21 年改正法

著作権法の概要を講義する。ここでは、「図書館等における複製」(第 31 条)の要件及び同条に関して争いになった多摩市立図書館事件(東京地判平成 7 年 4 月 28 日、東京高判平成 7 年 11 月 8 日、最判平成 9 年 1 月 23 日)にウエイトを置きつつ説明を加えるとともに、平成 21 年改正法にも言及する。

2 著作権に関する個別問題

図書館サービスで最も問題となるのは、著作権法に基づく対応である。これについては、例えば、次のような個別問題が存在する(著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>)、黒澤節男『Q&A図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第3版、2011年)。

- Q1 どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのでしょうか。
- Q2 コイン式複写機を用いて複写サービスを行うことに問題はありますか。
- Q3 著作権法第30条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか。
- Q4 複写サービスができる「著作物の一部分」とはどの範囲でしょうか。
- Q5 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたらよいのでしょうか。
- Q6 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいのでしょうか。
- Q7 ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか。音楽CDの貸出とは違うのでしょうか。
- Q8 最近、図書館の雑誌の付録にCD-ROMやフロッピーがついている場合がありますが、館外貸出をしてもかまいませんか。
- Q9 市立の図書館で子どもたちに対してお話会(朗読サービス)を、視覚障害者に対して録音サービスをしようと考えています。
- Q10 デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか。
- Q11 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書の紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいのでしょうか。
- Q12 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか。
- Q13 国立国会図書館の「納本制度」とは何ですか。所蔵資料の電子複製化に関する著作権法の改正内容はどのようなものですか。

これらのほかにも、絵本の大型紙芝居化や立体化、図書館におけるインターネット情報の利用、利用者複製に対する図書館の責任、図書館におけるビデオ上映等の問題もある。ここでは、具体的事例を解説しながら、個別問題への対応を検討する。

3 個人情報保護法の基礎知識

(1) プライバシー権と個人情報保護法

- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

個人情報保護については、関連する 5 つの法律が、2003 年 5 月 23 日に成立した。そのうち、主な法律は、民間事業者に適用される「個人情報の保護に関する法律」、行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等に適用される「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」である。地方公共団体の設置する組織には、それぞれの個人情報保護条例が適用される。ここでは、3 つの法律の概要を説明する(自治体の条例は個別に制定されているため、本講義では割愛する)。説明の際には、目的、主な定義、個人情報等の取扱いに関する主な義務、開示、訂正、利用停止等の各制度、例外、罰則を取り上げる予定である。

ところで、プライバシー権は、個人情報保護法制を語る上で欠かせない概念である。歴史的には、プライバシー権が発展して個人情報保護法制への実現に至っているが、両者は同一の概念ではない。そこで、個人情報保護法制の解説に入る前提として、前記(1)においてプライバシー権との概念整理を行う。

4 図書館サービスとプライバシー・個人情報保護法

- (1) 図書館が扱う情報と法令の適用関係
- (2) 図書館における個人情報の取扱いに関する義務
- (3) 個人情報の開示等の求めに対する対応
- (4) 個別問題

前述のとおり、個人情報保護法制については、設置母体ごとに適用法令を異にする点に 1 つの特徴がある。図書館についても、そもそも個人情報保護法の適用されない図書館があるほか、適用される場合であっても、当該設置母体に適用される法令が何であるかを確認した上で法令遵守に取り組むことが求められる。

また、図書館が扱う情報には、利用者情報、利用情報(記録)、個人情報関係資料、図書館職員等の個人情報、書誌情報があり、それぞれに法令に則った取り扱いが求められるものの、個人情報関係資料は、法令の適用対象外となる場合がある。この点を踏まえつつ、各種情報を取得、利用、提供、管理する過程で取るべき法的対策を整理し、解説するとともに、個人に関する情報の開示等の求め(請求)を受けた場合における対応等も取り上げる。あわせて、個人情報関係資料に対する閲覧や複写制限を設けることの是非、ブラックリストの作成、共有、開示を求められた場合の対応等の個別問題にも触れる。

参考文献

- 山本順一『電子時代の著作権』(勉誠出版、1999 年)
青弓社編集部編『情報は誰のものか?』(青弓社、2004 年)

新保史生「図書館と個人情報保護法」情報管理 47 卷 12 号 818-827 頁(2004 年)
名和小太郎・山本順一『図書館と著作権』(日本図書館協会、2005 年)
文化庁編著『著作権法入門』(文化庁、2009 年)
鍵水三千男『図書館と法 図書館の諸問題への法的アプローチ』(日本図書館協会、2009 年)
塩見昇『新図書館法と現代の図書館』(日本図書館協会、2009 年)
新保史生『情報管理と法 情報の利用と保護のバランス』(勉誠出版、2010 年)
黒澤節男『Q&A 図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第 3 版、2011 年)
社団法人著作権情報センターのホームページ(<http://www.cric.or.jp/>)

図書館と法

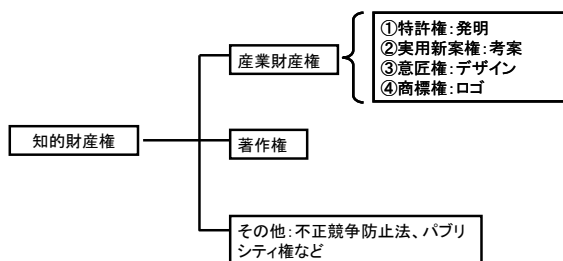
筑波大学大学院
図書館情報メディア研究科
准教授 石井 夏生利

1

著作権法の基礎知識

2

知的財産権の分類



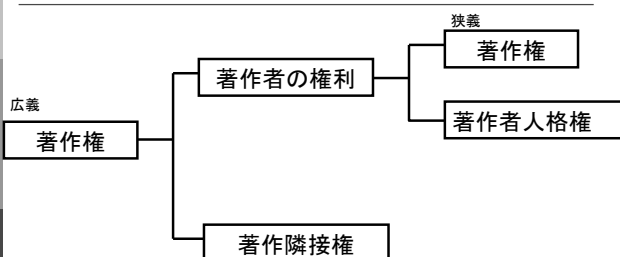
3

著作権法の目的

- 第1条「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

4

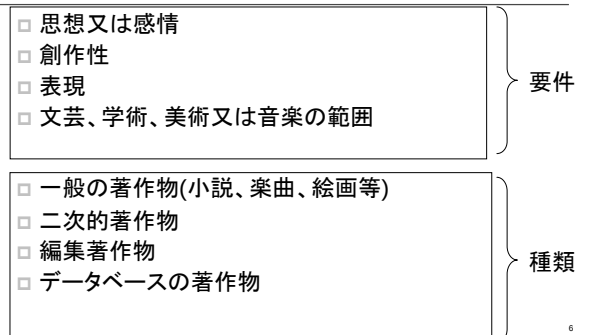
著作権法の分類



著作権は作れば発生＝無方式主義

5

著作物



6

著作権

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権・伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利
口述権	著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布（販売・貸与など）する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利（二次的著作物を創作することによる権利）
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)

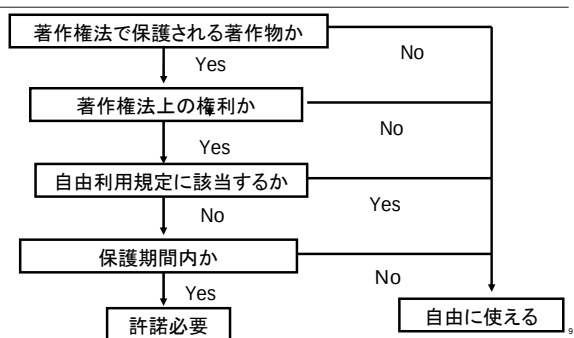
著作者人格権

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利。
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利。
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利。

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より
(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)。

8

著作物の利用に関するフロー



自由利用①

- 私的使用のための複製(30条)*
- 図書館等における複製(31条)*
- 引用(32条)
- 教科用図書等への掲載(33条)*
- 教科用拡大図書等の作成のための複製(33条の2)*
- 学校教育番組の放送等(34条)
- 学校その他の教育機関における複製等(35条)
- 試験問題としての複製等(36条)
- 視覚障害者等のための複製等(37条)*
- 聴覚障害者等のための自動公衆送信(37条の2)*
- 営利を目的としない上演等(38条)*
- 時事問題に関する論説の転載等(39条)

2009年改正で導入又は改正* 主に図書館と関連するもの

10

自由利用②

- 政治上の演説等の利用(40条)
- 時事的事件の報道のための利用(41条)
- 裁判手続等における複製(42条)
- 行政機関情報公開法等による開示のための利用(42条の2)
- 国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製(42条の3)
- 翻訳、翻案等による利用(43条)*
- 放送事業者等による一時的固定(44条)
- 美術の著作物等の原作品の所有者による展示(45条)
- 公開の美術の著作物等の利用(46条)
- 美術の著作物等の展示に伴う複製(47条)
- 美術の著作物等の譲渡との申出に伴う複製等(47条の2)*
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(47条の3)*
- 保守、修理等の一時的複製(47条の4)*
- 送信の障害の防止等のための複製(47条の5)*
- 送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等(47条の6)*
- 情報解析のための複製等(47条の7)*
- 電子計算機における著作物の利用に伴う複製(47条の8)*

11

自由利用: 図書館等における複製(調査研究目的)

- 「図書館等」であること。
- 複製の主体が図書館であること。
- 営利を目的としないこと。
- 図書館等の図書、記録その他の資料を用いること。
- 利用者の求めに応じた複製であること。
- 調査研究の用に供する目的であること。
- 公表された著作物であること。
- 著作物の一部分の複製であること。
- 1人につき一部の提供であること。

12

多摩市立図書館事件: 事案

- 原告: 多摩市の住民
- 被告: 多摩市
- 平成5年7月中旬頃、原告は、多摩市立図書館に対し、「土木工学事典」の112頁から118頁までを複写申請したが、拒否された。
- 「土木工学事典」は、本文が822頁、大きく18の節に分かれた編集著作物であり、著作者も項目ごとに分かれている。
- 原告は、被告に対し、著作権法31条一号の規定に基づく複製権を有することの確認等を求めて提訴。

13

多摩市立図書館事件: 各裁判所の結論

- 東京地方裁判所平成7年4月28日: 請求棄却
↓ 原告控訴
- 東京高等裁判所平成7年11月8日: 控訴棄却
↓ 控訴人上訴
- 最高裁判所平成9年1月23日: 上告棄却

14

多摩市立図書館事件: 主な争点と裁判所の判断

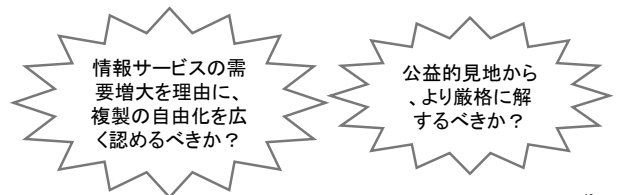
- 原告に複製権はあるか？
「図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。ましてや、この規定をもって、図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない。」
- 本件著作物は全体が1つの著作物か？
「本件著作物は、各項目毎にまとまった内容を有しているものと窺われかつ著作者が明示されて」いる。

15

問題点

- 解釈論としては異論の余地を挟みにくい。

↓ 立法論として



16

保護期間

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む)の著作物	死後50年
無名・変名の著作物	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年)
映画の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

※暦年主義: 創作、公表、死亡した日の翌年の1月1日から起算

17

違反の効果(民事)

- 差止請求権
侵害の停止・予防
侵害行為により作成した物や侵害行為をするための機械・器具類の廃棄等の請求
- 損害賠償請求権

18

違反の効果(刑事)

- 著作権、出版権、著作隣接権侵害
10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
法人は3億円以下の罰金
- 著作者人格権・実演家人格権侵害等
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
法人は本条と同じ罰金
- 親告罪: 告訴がなければ公訴を提起できない。

19

2009年著作権法改正

- インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
- 違法な著作物の流通抑止のための措置
- 障害者の情報利用の機会の確保のための措置



図書館との関係では

- (1) 国会図書館における所蔵資料の電子化
- (2) 障害者の情報利用の機会の確保

20

障害者の情報利用の機会①

◆視覚障害者関係(第37条第1項)

	改正前		改正後
障害の種類	視覚障害者	障害の種類	視覚障害者その他障害による表現の認識に障害のある者 ⇒ 発達障害、聴覚障害等も対象に
複製等が認められる主体	点字図書館等の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設(政令指定)	複製等が認められる主体	視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者(政令指定) ⇒ 公共図書館等も指定可能に
認められる行為	録音図書を作成、録音物の貸出、自動公衆送信	認められる行為	視覚障害者等が必要な方式での複製、その複製物の貸出、譲渡、自動公衆送信 ⇒ 拡大図書、デジタル図書等の障害者が必要とする方式で作成が可能に

文化庁「平成21年通常国会 著作権法改正等について」
(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html)

21

障害者の情報利用の機会②

◆聴覚障害者関係(第37条の2)

	改正前		改正後
著作物の種類	放送、有線放送される著作物	著作物の種類	聴覚で表現が認識される公表著作物 ⇒ 映画も対象に
障害の種類	聴覚障害者	障害の種類	聴覚障害者その他障害による表現の認識に障害のある者 ⇒ 発達障害、聴覚障害も対象に
複製等が認められる主体	聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者(政令指定)	複製等が認められる主体	聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者(政令指定) ⇒ 公共図書館等も指定可能に
認められる行為	字幕のリアルタイムでの自動公衆送信	認められる行為	・ 聴覚障害者等が必要な方式での複製、自動公衆送信(第1号) ・ 字幕等を映像に付加して複製・貸出(第2号) ⇒ (1) 原稿の定数量的複製が可能に (2) 生活等の複製も可能に (3) 定額入庫の貸出が可能に

文化庁「平成21年通常国会 著作権法改正等について」
(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html)

22

著作権に関する個別問題

23

事例①

- どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのでしょうか。



- 国立国会図書館等7つの種類の施設に該当すること。
- 司書又はこれに準ずる職員を置いていること。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q1、黒澤節男『図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第3版、2011年)102頁以下参照。

24

事例②、③

- 著作権法第30条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか。



- かかる解釈は違法。ただしコンビニのコピー機等での全文コピーは暫定的に適法なものとして扱われている。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q2-Q3、黒澤・前掲『著作権の基礎知識』106、109頁以下参照。

25

事例④

- 複写サービスができる「著作物の一部分」とはどの範囲でしょうか。



- 個々の著作物の半分を超えない程度と解釈されている。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q4、黒澤・前掲『図書館の著作権基礎知識』122頁以下参照。

事例⑤

- 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたらよいのでしょうか。



- 次号が発行されるまで、又は、年刊の定期刊行物については、3ヶ月間。
- バックナンバーを容易に入手できる場合は、次号が出ても「発行後相当期間」とはいいがたい。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q5参照。
※多摩市立図書館事件
※「複製物の写り込みに関するガイドライン」(2006年)

26

事例⑥

- 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をしておきたいのですが、よろしいでしょうか。



- 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」の取り決めに基づき、依頼を受けた図書館が、複製を提供することができる。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q6、黒澤・前掲『図書館の著作権基礎知識』126頁以下参照。

※「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(2006年)

27

事例⑦、⑧

- 最近、図書館の雑誌の付録にCD-ROMやフロッピーがついている場合がありますが、館外貸出をしてもかまいませんか。



- 音楽教材には貸与権が及ぶ。ただし、非営利、無料の例外がある。
- 映画著作物に該当すれば頒布権が及ぶ。ただし、非営利、政令で定めた施設(公共図書館であればOK)、無料、補償金処理によって貸出し可能。
- 図書館が適正に購入していれば、消尽理論によりその後の貸出に対して頒布権は及ばない。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q7-Q8、黒澤・前掲『著作権の基礎知識』150頁以下参照。

28

事例⑨

- 市立の図書館で子どもたちに対してお話し(朗読サービス)を、視覚障害者に対して録音サービスをしようと考えています。



- 朗読には口述権、録音には複製権が及ぶ。
- ただし、朗読サービスは、非営利・無料・無報酬の要件をクリアすれば許諾不要。
- 視覚障害者向けの録音サービスも、2009年改正により、公共図書館で複製できるようになった。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q9参照。

※児童書四者懇談会「お話し・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」(2006年作成、2007年改訂)。

29

事例⑩

- デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか？



- 私的使用の範囲内であればとめられない。
- 図書館施設の管理権に基づく制限を設けることが考えられる。

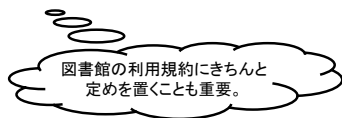
著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q10、黒澤・前掲『図書館の著作権基礎知識』100頁以下参照。

30

管理運営権限の根拠

□ 図書館法13条2項

「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。」



31

事例⑪

- 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書で紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいでしょうか？



- 複製権が働くため、出版社に要確認。
- 引用の方法による場合も。
- 許諾不要という見解も有力化。

※児童書四者懇談会「お話し・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q11、黒澤節男『図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第三版、2011年)85頁以下参照。

32

事例⑫

- 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか？



- 複製権と公衆送信権について、権利者からの許諾が必要。
- 特に過去の論文等については大変な作業となる。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q12、黒澤・前掲『著作権の基礎知識』133頁以下参照。

33

事例⑬

- 国立国会図書館の「納本制度」とは何ですか。所蔵資料の電子複製化に関する著作権法の改正内容はどのようなものですか。



- 「納本制度」とは、国内の出版物の全てを収集するという業務。2009年著作権法改正により、国立国会図書館において、所蔵資料の原本の滅失等为了避免のため(＝納本後直ちに)、納本された図書等をデジタル化して原本を保存する方途が開かれた。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q13参照。

34

個人情報保護法の基礎知識

35

個人情報保護に関する法体系イメージ



消費者庁個人情報保護に関する法体系イメージ(<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houtaiki.pdf>)

36

プライバシー権と個人情報保護法

1930年代～

ひとりで放っておいてもらう権利



1970年代～

自己情報コントロール権



2000年代～

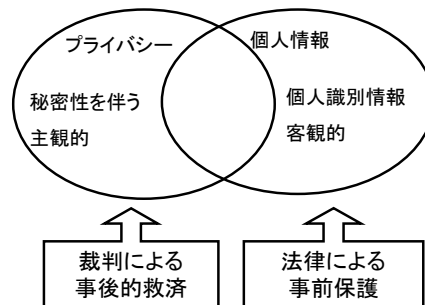
個人情報保護法

- 消極的性格
- 法律上の明文規定なし。
- 判決例により認められてきた。

- 積極的性格
- 法律上の明文規定なし。憲法第13条の幸福追求権が根拠と解釈。
- 判決例でも認められず。

- 自己情報コントロール権の考え方が背景に存在。

プライバシーと個人情報



38

個人情報保護法の目的

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」(第1条)

39

定義①

- 「個人情報」＝①生存する、②個人に関する情報であって、③特定の個人を識別することができるもの(個人識別性)



名刺1枚でも個人情報

生存する個人に関する情報

特定の個人を識別できる情報

他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

40

定義②

- 「個人データ」＝個人情報データベース等を構成する個人情報。
- 「個人情報データベース等」＝①個人情報を含む情報の集合物であって、②コンピュータを用いて検索できるように体系的に構成されたもの、又は、①に加えて、②コンピュータを用いた場合に匹敵するほどの検索容易性を伴って体系的に構成されたもの。
- 「個人情報取扱事業者」＝個人情報データベース等を事業の用に供している者。ただし、5,000人分を超える個人情報を取り扱う場合に限る。



要件を満たせば、分野を問わずあらゆる民間事業者が該当する。

定義③

- 「保有個人データ」＝個人情報取扱事業者が、開示、訂正等の権限を有する個人データ。ただし、半年以内に消去するものは除く。
- 「本人」＝個人情報によって識別される特定の個人。

42

個人情報取扱事業者の義務等

「個人情報」を扱う際の義務	「個人データ」を扱う際の義務	「保有個人データ」を扱う際の義務
●利用目的の特定 (第15条) ●利用目的による制限 (第16条) ●適正な取得 (第17条) ●取得に際しての利用目的の通知等 (第18条) ●苦情の処理 (第31条)	●正確性の確保 (第19条) ●安全管理措置 (第20条) ●従業員の監督 (第21条) ●委託先の監督 (第22条) ●第三者提供の制限 (第23条)	●公表等(第24条) ●開示(第25条) ●訂正等(第26条) ●利用停止等 (第27条) ●理由の説明 (第28条) ●開示等の求めに応じる手続(第29条) ●第30条(手数料)

違反すると罰則の対象になる(全てではないが)。

43

例外

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取扱う場合、個人情報取扱事業者の義務等は適用されず。



私立大学の附属図書館が該当

44

罰則

主務大臣の命令違反

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

報告違反、虚偽報告

30万円以下の罰金

法人にも罰金刑

45

行政機関個人情報保護法の目的

□ 第1条「この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

「国会と裁判所」には適用されない(三権分立)。

46

対象情報①

個人情報

生存する個人に関する情報

+

特定の個人を識別することができるもの

保有個人情報

← この情報が大事

行政機関の役員又は職員が職務上作成
or 取得した個人情報

+

行政機関の役員又は職員が組織的に利用する文書

47

対象情報②

保有個人情報

個人情報ファイル: 保有個人情報の集合物

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ← コンピュータ情報

or

一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの ← マニュアル情報

48

行政機関における個人情報の取扱いのルール



- 1 保有の制限**
 - ・個人情報を保有するにあたっては、利用目的を特定しなければなりません。
 - ・利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。
- 2 利用目的の明示**
 - ・本人から直接画面で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければなりません。
- 3 利用及び提供の制限**
 - ・法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、個人情報を利用・提供することは、制限されています。
 - ・ただし、以下の目的には、個人情報が本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを前提に、目的外の利用・提供が認められています。
 - ① 本人の同意があるとき
 - ② 行政機関等の内部での目的外利用で「相当な理由」のあるとき
 - ③ 他の行政機関等への目的外提供で「相当な理由」のあるとき
 - ④ 行政機関等以外の者への目的外提供で「特別の理由」のあるとき
- 4 正確性の確保**
 - ・利用目的の達成に必要な範囲内で、保有している個人情報が適正又は現在の事実と一致するように努めなければなりません。
- 5 安全管理の措置**
 - ・保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。
- 6 災害等の発生**
 - ・漏洩に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不適当目的に利用してはなりません。

総務省「情報公開制度と個人情報保護制度のガイドブック」
(http://www.soumu.go.jp/main_sosoku/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/guidebook.pdf)より。

本人関与の仕組み

- 1 開示請求**
 - ・誰でも、行政機関等が保有している自分の個人情報について、開示を請求することができます。
 - ・請求される方以外の個人に関する情報などの不開示情報を除いて、開示されます。
- 2 訂正請求**
 - ・誰でも、開示を受けた個人情報について、内容が事実でないと思うときは、訂正を請求することができます。
 - ・行政機関の長や独立行政法人等が請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正されます。
- 3 利用停止**
 - ・誰でも、開示を受けた個人情報について、不適法な取得、利用・提供が行われていると思うときは、利用停止（開示、利用・提供の停止）を請求することができます。
 - ・行政機関の長や独立行政法人等が請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止されます。

総務省「情報公開制度と個人情報保護制度のガイドブック」
(http://www.soumu.go.jp/main_sosoku/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/guidebook.pdf)より。

例外

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供できる。

↓

行政機関設置の図書館が該当

独立行政法人等個人情報保護法も同じ体裁であるため、国立大学法人附属図書館も、学術研究目的であれば目的外利用や提供ができる。

罰則①

```

graph TD
    A[行政機関の職員、以前これらの職に従事していた者] --> B[行政機関からの個人情報の取扱いに関する受託業務に従事し又は従事していた者]
    A --> C[正当な理由なく、個人の秘密が記録されたコンピュータ処理による個人情報ファイルを提供]
    B --> D[業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用]
    C --> E[2年以下の懲役又は100万円以下の罰金]
    D --> F[1年以下の懲役又は50万円以下の罰金]
    E --> G[国外でやってもアウト]
    F --> G
  
```

罰則②

```

graph TD
    A[行政機関の職員] --> B[職権を濫用して、専ら職務の用以外目的で個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集]
    B --> C[1年以下の懲役又は50万円以下の罰金]
    C --> D[国外でやってもアウト]
  
```

図書館サービスと個人情報保護法

ケース: 名簿の閲覧や貸出制限

名簿を使う調べは図書館職員が代行(秋田)

市町村広報の出生欄はコピー原則不可(鳥取・大分)

電話帳もコピー不可(長野)

名簿の発行元への問い合わせを検討(福岡)

同窓会名簿を除籍(愛知)

刊行25年後に公開(熊本)

同窓会誌の名簿部分をホチキスで封印(愛知)

朝日新聞2005年6月10日朝刊1頁
「名簿閲覧 23館「制限・検討」都道府県立47図書館所蔵」より

56

元厚生省事務次官連続襲撃事件

- 2008年発生。
- 元厚生省(現厚生労働省)事務次官の自宅が連続して襲撃される事件が発生。被疑者は、最初の事件から5日後にレンタカーで警視庁前に乗り付けて自首。被疑者は、元事務次官の住所について、国会図書館などの図書館で古い名簿を閲覧して入手したと述べている。

元厚生次官宅連続襲撃——国立国会図書館、厚生省職員録、閲覧を一時停止。

2009/11/19付 | 日本経済新聞 | 経済 |

【東京=共同】厚生省の元次官宅が連続襲撃を受け、国立国会図書館は二十日から厚生労働省や旧厚生省職員の住所などが記載された書物の閲覧を一時的に停止した。住所の特定を防ぐためで、利用制限規定の事由には該当しないが、同館は「命にかかわる問題であり例外措置を取った」と説明している。

閲覧を停止したのは「厚生省職員録」や民間企業から出版されている「厚生省名鑑」「厚生労働省名鑑」など五種類、計約四十冊。いずれも住所が記載されており、厚労省から口頭で利用中止の要請があったという。

中央省庁職員録、国会図書館、閲覧再開へ、本人確認手続き取り入れ。

2019/11/26付 日本経済新聞 夕刊

中央省庁 国会図書館 閲覧再開

元厚生次官ら連続殺傷事件を受け、中央省庁の職員録の閲覧を停止している国立国会図書館（東京・永田町）が利用者の本人確認手続きを取り入れた上で近く閲覧を再開する準備を進めている。

国立国会図書館は職員録を書庫に保管。これまでは利用者が閲覧したい本を明記した「請求票」を提出すれば閲覧できたが、今後は運転免許証などの提示を求め、利用者の住所や連絡先などを確認するという。

国会図書館は事件発生直後の昨年十一月、旧厚生省の職員録などの閲覧を停止し、その後、停止対象を全省庁に広げた。同事件で殺人容疑などで逮捕された小泉政経疑者（47）は「次官らの住所は（国会図書館の職員録で調べたと供述したとされる。

同図書館は「制限は事件を受けた当面の措置だ。職員録は官庁らの承認を得て発行されたもののため、基本的に公開すべきだ」として閲覧再開に向け検討。同図書館がGHO（国会館蔵司令部）関連の資料を閲覧させる際、本人確認や目的の明示を書面で求めていることなどを参考にしたい。

国会図書館は閲覧制限について、経緯を衆参両院の議院運営委員会に報告しており、閲覧再開についても決定次第、報告する方針。

59

国の機関	国立国会図書館	適用なし(三権分立)
	行政機関内 支部図書館	
	裁判所内図書館	
	行政機関 本庁図書館	
公共図書館	公立図書館	自治体の条例
	私立図書館	個人情報保護法
大学図書館	国立大学附属図書館	独立行政法人等個人情報保護法
	私立大学図書館	個人情報保護法

図書館と個人情報保護法の適用関係②

学校図書館

国立高専機構	独立行政法人等個人情報保護法
公立学校	自治体の条例
私立学校	個人情報保護法
専門図書館	個人情報保護法
地方議会図書室	自治体の条例

61

図書館が扱う個人情報

「利用者情報」
図書館利用者の氏名、住所、生年月日等の特定の個人を識別できる、図書館利用者の個人情報
「利用情報（記録）」
図書館への入館記録、貸し出し記録、複写サービスの申込み記録、レファレンスの申込みおよび問い合わせ内容、資料の検索記録、ネットワーク利用記録などの情報
「個人情報関係資料」
個人情報や一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成されている図書館資料
「図書館職員等の個人情報」
図書館に所属する職員および図書館における個人情報の取り扱いに従事する者に関する個人情報

名簿等が問題となるのは、個人情報関係資料

新保生史「図書館と個人情報保護法」情報管理第47巻12号(2005年3月)822頁。

62

個人情報に含まれるか否か

紳士録、同窓会名簿、電話帳、住宅地図



個人情報が体系的に検索可能な状態で記録されている「個人情報関係資料」



※条例は要確認。



行政機関法、独立行政法人法上の「保有個人情報」にはあたらない。

歴史的資料についても同様

個人情報保護法上の「個人情報」には該当する。しかし、少なくとも電話帳と住宅地図は、個人情報取扱事業者に該当するかどうかの「5000人分」の基準からは差し引かれる。

63

「保有個人情報」に当たるか否か

- 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法において、「保有個人情報」は、要となる概念。



行政機関個人情報保護法の条文を参照

- この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。



行政機関情報公開法第2条2項

64

この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）



情報公開法施行令第2条

法第二条第二項第三号の政令で定める施設は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第一項の規定により内閣総理大臣が指定した施設とする。



公文書管理法施行令第3条1項

法第二条第四項第三号の政令で定める施設は、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定したものとする。

65

義務規定の適用関係の整理

行政機関個人情報保護法 独立行政法人等個人情報保護法	図書館所蔵の名簿は「保有個人情報」にあたらない。他の情報は該当する。
個人情報保護法	学術研究機関(大学等)が学術研究目的で扱う場合には適用対象外。
自治体の条例	個々の自治体ができるような規定を設けているかによる。

66

条例による適用除外の例

- 神奈川県個人情報保護条例:規定全般が適用対象外
「第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
(3) 公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報」
- 茨城県個人情報保護条例:開示、訂正、利用停止等が適用除外
「第53条2項 前2章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、適用しない。」

67

私立図書館(学術研究機関以外)の対応

- 「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
一 法令に基づく場合」(個人情報保護法第23条)



形式的には、名簿の貸出は第三者提供に該当。



「法令」に基づけばOK

68

図書館に関する法令

- 「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(括弧内省略)をいう。」(図書館法第2条)
- 「この法律において「学校図書館」とは、小学校(括弧内省略)、中学校(括弧内省略)及び高等学校(括弧内省略)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(括弧内省略)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」(学校図書館法第2条)

69

図書館に関する法令

- 「図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。」(大学設置基準第38条2項)

70

オプト・アウト(私立図書館のみ)

- 第三者への提供を利用目的とすること:名簿等を図書館利用者へ提供すること。
- 第三者に提供される個人データの項目:住所、氏名、電話番号等
- 第三者への提供の手段又は方法:閲覧、貸出し、複写等
- 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること:名簿掲載者の求めに応じて名簿等の提供を停止すること。



ホームページへの掲載や見やすい場所への掲示

71

ケース:図書館の保有するその他個人情報の取扱い

72

利用記録の提供①

□ 警察への捜査協力

→ 個人情報保護法が適用される場合であっても、刑事訴訟法という法令に基づく個人情報の提供であるため、認められる。条例にも同様の定めあり。

□ 一般利用者への提供

→ 個人情報の目的外利用や第三者提供に該当し得るため、そのままの画像を一般利用者には提供しないこと。

73

利用記録の提供②

□ 教育的指導を行う目的を有する教員への提供

→ 適用法令を確認することを前提とするが、大学や学校であれば、教育目的による個人情報の取扱いは、利用目的に含まれていると考えられるため、提供可と判断してよいと考えられる。また、組織内部の教員に対する提供は、第三者提供にはあたらない。

□ 延滞者情報の揭示

→ 上記と同様

□ 教員の出勤確認のための情報利用

→ 目的外利用に当たり得る。

74

慶應義塾大学メディアセンター(図書館) 個人情報取扱いについて

2005年3月31日
改定: 2008年5月23日

慶應義塾大学メディアセンター(以下メディアセンター)では各種図書館サービスの提供、図書館運営の改善や円滑な管理を行うために、利用者の皆さまから取得いたしました個人情報を利用しています。その取扱いに際しましては、「慶應義塾個人情報保護基本方針」(以下基本方針)に基づくとともに慶應義塾の内部規程である「慶應義塾個人情報保護規程」を遵守し、適正かつ安全に管理しています。

以下メディアセンターにおける個人情報の取扱いについて基本方針を補足して説明いたします。

1. 個人情報の利用目的

メディアセンターでは、

- ① 各種図書館サービスの提供
- ② これに関連する利用者の皆さまへの連絡
- ③ 図書館運営の改善や管理

を目的として利用者の皆さまから取得いたしました個人情報を利用し、これらの目的以外に利用することはありません。万一これらの目的以外に個人情報を取得することが必要となった場合には、その都度、利用目的を明示いたします。

(<http://www.lib.keio.ac.jp/jp/kojinjoho/index.html>)

2. 個人情報の取得方法

メディアセンターでは、以下の方法で利用者の皆さまの個人情報を取得しております。

- ① 利用者の皆さまからの各種申請書・アンケートなどの提出による直接的な取得
- ② 学内の他部門からの間接的な取得

なお、メディアセンターが取得しております個人情報とは「個人情報保護法」第2条第1項に定める個人情報のことをさします。

3. 個人情報の第三者への提供

(1) メディアセンターでは以下のような場合を除き、取得しました個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 利用者本人への各種連絡にあたって、館内所定の掲示板に氏名や学籍番号、利用券IDを掲示する場合
- ② 利用者本人に連絡が取れない時に、保証人へ連絡する場合(借書可メディアセンターでは利用者本人の所属する研究室・教室・匠局の関係者へ連絡する場合があります)
- ③ 資料の増写、取り寄せや紹介状の発行など図書館相互協力サービスの依頼先に対して、入手を希望する資料名とともに氏名、所属、学籍番号などを通知する場合
- ④ 学内の他部門が運営する図書館(室)や一貫教育校の図書館(室)に利用券の共通化などを目的として提供する場合

(2) メディアセンターでは活動の年次報告などの中で、統計的な資料を公表する場合がありますが、この場合、特に事前の同意をいただいていない限り個々の利用者を特定できる情報は公表いたしません。

(<http://www.lib.keio.ac.jp/jp/kojinjoho/index.html>)

76

その他①

□ 業務で行ったレファレンス例の公開

→ 特殊な病名等を用いることにより、特定個人を推知し得る場合は、プライバシー侵害に該当し得る。ただし、「推知」とは、一般の人から見て誰であるかを推測できる場合をいう。

□ 個人情報を提供したくないが、利用者登録をしたい。

→ 個人情報保護の問題以前に、図書館の利用条件として個人情報の取得が必須。法律も条例も、個人情報の取得自体を禁じるものではない。

77

その他②

□ ログの保存に関する法令:「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」

□ 2011年6月17日成立

□ 捜査機関から、通信事業者等に対し、通信記録の保全要請の行われることがある。

□ 通信事業者等には、「自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者」を含む。

□ 保全要請の期間は、原則として30日以内とし、特に必要があるときは30日以内の延長が認められる。

78

その他③

- 「公文書管理法施行例第6条 法第二条第五項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

五 当該資料に個人情報が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。」



「保有個人情報」には該当しないが、情報の安全管理を講じることを要求。

79

安全管理



防止措置

+

その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置

80

ネットワーク上の個人情報のセキュリティ対策

- ① 個人情報へのアクセスにおける識別と認証
: ID、PW(定期的更新)、生体認証等
- ② 個人情報へのアクセス制御
: アクセス権限を持つ者の最小化、利用時間の制限等
- ③ 個人情報へのアクセス権限の管理
: 作業担当者の審査等
- ④ 個人情報のアクセスの記録
: アクセスや操作の成功と失敗の記録
- ⑤ 個人情報を取り扱う情報システムへの不正ソフトウェア対策
: ウイルス対策ソフト、セキュリティパッチ等
- ⑥ 個人情報の移送・送信時の対策
: 暗号化等
- ⑦ 個人情報を取り扱う情報システムの動作確認時の対策
: テストデータに個人情報を用いてはならない等
- ⑧ 個人情報を取り扱う情報システムの監視
: システムの使用状況、アクセス状況の監視等